

勝浦市立勝浦中学校校舎改修工事基本計画・基本設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 勝浦市立勝浦中学校校舎改修工事基本計画・基本設計業務

2. 設計と条件

(1) 施設名称 勝浦市立勝浦中学校

(2) 敷地

a. 敷地の面積 33,069 m²

b. 住 所 勝浦市出水 1 1 2 0 番地 1

c. 用途地域及び地区の指定

1) 用途地域 都市計画区域内 第一種住居地域

2) 防火地域 22 条地域

3) その他等 建ぺい率 60% 容積率 200%

(4) 建 物

建物名称 勝浦市立勝浦中学校校舎

構造・規模 : RC 造 4 階建て

延 べ 面 積 : 3,991 m²

1964 年建設、2010 年 9 月耐震補強大規模改造工事

II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という）に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（令和 6 年改定）による。

1. 適用

特記仕様書のうち、「・」の記載された特記事項については、「○」印が付いたものを適用する。

2. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

○ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

3. プロポーザル方式又はコンペ方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル又はコンペ方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書等により提案された履行体制により当該業務を履行する。

4. 設計VEの施行

本業務委託についての設計VEは次による。

施行する（別途、監督職員の指示による要領に従い、設計VE実施及び時期について協議を行う。）

- ・ 施行しない

5. 中間検査

本業務委託についての中間検査は次による。

・ 実施する。 実施時期：.....

実施しない。

6. 安全審査

建設工事の実施設計業務委託に係わる安全審査は次による。

・ 実施する。 実施時期：.....

実施しない。

7. 設計業務の内容及び範囲

(1) 業務の範囲

- ・ 勝浦中学校校舎改修工事の基本計画及び基本設計を行う。

a. 基本計画業務

- ・ 勝浦中学校の現況、今後の状況把握、整理

【劣化状況把握、工事履歴、現在の維持管理・整備状況確認、生徒数確認（将来見込み含む）、現在の各室使用状況確認、近隣公共施設利用状況確認】

- ・ 基本計画方針の策定

【基本計画、基本計画方針説明書、改修方針、工事計画方針、脱炭素社会に実現に貢献する教育環境整備方針、教育環境改善方針、安心安全な施設環境確保、レイアウト案、概算事業費等】

b. 基本設計業務

- 建築（意匠）基本設計
- 建築（構造）基本設計
- 電気設備基本設計
- 機械設備（・昇降機）基本設計
- 外構基本設計

◎環境配慮計画

◎工事費概算書

◎各種技術資料（経済比較、工法検討資料等）の作成業務

※設計内容の説明等に用いる簡易な透視図、日影図、概略工事工程表の作成は、一般業務に含まれる。

◎概略工事工程表の作成

8. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
(※基本設計は複数案を作成、比較検討の上、決定を行う。)
- b. 本業務は、電子納品の対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。電子納品の方法等は、9.(3)による。
- c. 工事費概算書を作成するにあたり、使用する単価、数量について、監督職員と協議を行うこと。
- d. 提出物及び打合せに使用する紙類は「国等による環境物品等の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の判断基準等を遵守する。
- e. プロポーザル方式により設計業務を受注した場合は、技術提案書により提案した内容について監督職員の指示に従い当該業務に反映させる。
- f. 個人情報保護法に準じ、個人情報の保護に努めるものとする。
- g. 本業務の遂行の過程で取り扱うデータについては、流失等により業務の遂行に多大な影響が及ぶことの無いように、データの保護・管理を厳重に行うこと。
- h. 公共事業における環境負荷の低減を、別紙－1「県有施設（建築物）グリーン化の推進」及び別紙－2「公共事業における環境影響の低減」に基づき検討する。
- i. 図面の作成は、CADを使用して行うこととする。CADデータの保存形式及びレイヤー構成等については、業務着手時に監督職員と協議する。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期及び定期的に行い、その内容を書面により速やかに提出する。

- a. 業務着手時
- b. 基本計画方針策定前
- c. 基本設計策定前
- d. 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時...

(3)適用基準等

本業務に、国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務内容が技術基準に適合するよう業務を実施しなければならない。

年版等については契約時の最新版によることとし、契約期間内に改定等があった場合には、受発注者の協議により適用する年版を決定することとする。

なお、貸与品及び市販されているもの以外は国土交通省又は千葉県ホームページに掲載している。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

<https://www.pref.chiba.lg.jp/index.html>

a. 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説
- ・木造計画・設計基準及び同資料
- ・建築設計業務等電子納品要領
- ・千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針
- ・千葉県福祉のまちづくり条例
- ・千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン
- ・千葉県県有施設長寿命化指針
- ・千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築工事積算基準等資料

b. 建 築

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・建築工事設計図書作成基準の資料
- ・敷地調査共通仕様書
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築設計基準
- ・建築設計基準の資料
- ・建築構造設計基準

- ・ 建築構造設計基準の資料
 - ・ 建築工事標準詳細図
 - ・ 構内舗装・排水設計基準
 - ・ 構内舗装・排水設計基準の資料
 - ・ 公共建築木造工事標準仕様書
 - ・ 建築物解体工事共通仕様書
 - ・ 標準案内用図記号ガイドライン 改訂版
 - ・ ガラスを用いた開口部の安全設計指針（改定版）
- c. 建築積算
- ・ 公共建築数量積算基準
 - ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
 - ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
 - ・ 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）
- d. 設 備
- ・ 建築設備計画基準
 - ・ 建築設備設計基準
 - ・ 建築設備工事設計図書作成基準
 - ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準・同解説
 - ・ 建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）
 - ・ 建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）
 - ・ 官庁施設におけるクールビズ／ウォームビズ空調システム導入ガイドライン
 - ・ 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネージメントガイドライン
- e. 設備積算
- ・ 公共建築設備数量積算基準
 - ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
 - ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
 - ・ 営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編）
 - ・ 営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編）

(4) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載し2部(1部返却用)提出する。

a. 業務概要

b. 業務方針

c. 業務実施工程表

d. 業務実施体制

- ・管理技術者の、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数等。
- ・各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数等。
- ・担当技術者の分担業務分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数等。
- ・協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野等。
(協力者がある場合は、承諾された「協力者承諾願」)

e. 打合せ計画

f. 成果物の内容・部数

g. 使用する基準及び主な図書

h. 連絡体制

i. その他

(5) 資料の貸与及び返却

貸 与 資 料	摘 要
・参考設計図書	

貸与場所 勝浦市学校教育課 貸与時期 (業務着手時)

返却場所 同 上 返却時期 (業務完了時)

(6) 成果物の提出場所 勝浦市学校教育課

(7) 成果物の取扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(8) 業務実績情報の登録

本業務委託についての業務実績情報の登録は次による。

◎要

受注者は、公共建築設計者情報システム (PUBDIS) に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録 (監督職員の押印済

- み) 」を 検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。
- ・不要

9. 成果物及び提出部数等

(1) 基本計画

基本計画の成果物の体裁・提出部数等は、表 7-1 建築基本設計図書に準じる。

(2) 基本設計

基本設計の成果物の体裁・提出部数等は、表 7-1 による。

(表 7-1)

種 別		原 図	その他成果品	提出方法等
一 般 業 務	・ 建築基本設計図書(※)	1 部(A 3)	2 部(A 3)	正：A 4 ファイル綴じ 全ての図面に設計者の押印を行う。 副：A 3 判二つ折製本
	・ 電気設備基本設計図書(※)			
	・ 機械設備基本設計図書(※)			
	・ 打合せ書	1 部(A 4)	2 部(A 4)	A 4 ファイル綴じ
	・ 設計説明書	1 部(A 4)	2 部(A 4)	A 4 ファイル綴じ
	・ 工事費概算書	1 部(A 4)	2 部(A 4)	A 4 ファイル綴じ
	・ コスト縮減検討報告書	1 部(A 4)	2 部(A 4)	A 4 ファイル綴じ
	・ 概略工事工程表	1 部(A 4)	2 部(A 4)	A 4 ファイル綴じ
<p>1) 審査用資料を令和.....年.....月.....日に提出する。 ただし、各調査の結果等により業務工程に影響が出る場合は、業務実施工程表を作成し、提出日について監督職員と協議を行うものとする。</p> <p>2) 成果品はまとめてクリアケース等に入れて提出する。</p>				

(※) 基本設計図書の構成は、下記を標準とする。

① 建築基本設計図書

1) 建築計画概要書

建物概要、配置計画、動線計画、意匠計画、環境配慮計画、景観計画、色彩計画、防災計画、外構計画、植栽計画、雨水排水計画（雨水利用設備の導入検討

を含む)、工程計画、仮設計画、簡易な透視図、要望対応、法令上の諸条件の調査、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書

2) 建築基本設計図

3) 構造計画概要書

4) 設備計画概要書

5) 工事費概要書

6) 各種技術資料 (実施設計に必要な基本事項を決定するための資料及び検討書)

②電気設備基本設計図書

1) 現地調査書

2) 電気設備基本計画検討書

電気設備概要、電気設備方式選定検討書、概略計算書、防災設備計画書、主要な電力・通信幹線ルート図、天井内及びE P S納まり検討図、電気室・自家発電機室の納まり検討図、動力制御盤等主要な盤周り納まり検討図、電力・通信の供給状況の調査及び関係機関との打合せ、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書等

3) 各種技術資料 (実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書)

③機械設備基本設計図書

1) 現地調査書

2) 機械設備基本計画検討書

各機械設備方式選定検討書、概略計算書、防災設備計画書、主要ダクト及び主要配管ルート図、主機械室・各階機械室納まり図、天井内・D S及び P S納まり検討図、上下水道・ガスの供給状況の調査及び関係機関との打合せ、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書等

3) 各種技術資料 (実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書)

(3) 電子納品

本設計業務における電子成果品として、以下の (a) ~ (g) により作成した電子データを記録した電子媒体を提出する。

提出部数 2部

(a) 上記の電子データは、「建築設計業務等電子納品要領【国土交通省大臣官房官庁営繕部】」及び「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】(以下、「要領等」という。))に基づき作成すること。

(b) 「要領等」に基づき提出する電子媒体の原本性を証明するため、監督職員と相互に内容を確認し、ラベルに直接署名または押印した上で提出すること。

(c) 本業務で提出されたC A Dデータは、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工

事における施工図及び当該施設の完成図の作成のために使用する等、建築設計業務委託契約書第7条第1項の規定の範囲内で利用することがある。

(d) 「要領等」に記載のない資料及び「紙」により提出する資料の扱い、または、電子データにより提出する資料のデータ形式等については、事前に監督職員と十分に協議のうえで決定すること。

(e) 電子成果物の提出の際には、「電子成果品作成支援・検査システム」等によりチェックを行い、エラーのないことを確認し、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。電子成果品作成支援・検査システムは下記によりダウンロードすることが出来る。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_cals_denshiseikahin_htm

(f) 「要領等」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。

千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】（令和2年1月）は千葉県のホームページ内にて参照することが出来る。

http://www.pref.chiba.lg.jp/eizen/jigyousha/denshinouhin/documents/guide_gyomr0201.pdf

建築設計業務等電子納品要領及び官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】は国土交通省のホームページ内にて参照することが出来る。

○建築設計業務等電子納品要領（令和元年改定版）

<http://www.mlit.go.jp/commom/001314905.pdf>

○官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】（令和元年改定版）

<http://www.mlit.go.jp/common/001313734.pdf>

10. その他

(1) 成果品の品質の確保

成果品の品質及び正確性を確保することに万全を期し、説明資料の作成及び提出並びにその内容の説明を求められれば誠実に応じること。

(2) 閲覧図書の電子化資料の作成

以下の(a)～(b)について、PDF形式の電子データを作成すること。

(a) 設計図

(b) その他監督職員の指示する資料

県有施設（建築物）グリーン化の推進

官庁施設における総合的な環境対策の推進のため、国土交通省大臣官房官庁営繕部において、「官庁営繕環境行動計画」が策定されている。

千葉県では県の事務・事業の実施に際し、温室効果ガスの排出を抑制することを目的とした、「千葉県庁エコオフィスプラン～千葉県地球温暖化防止対策実行計画（第3次）～」を策定している。

これらの温室効果ガスの排出の抑制に係る取組みの趣旨に則り、千葉県の庁舎のグリーン化を積極的に推進したい。なお、整備の効果を高めるため、整備量が大きい庁舎、人口の多い都市に立地する庁舎、また、大規模庁舎の優先整備を検討する。

よって、本業務においても、導入するグリーン化対策の費用対効果、都市景観の向上等による効果等を十分考慮した上で積極的に環境配慮を心がけた設計を行うこと。

また以下の点について、設計を行う上で十分考慮すること。

1. 設計で導入するグリーン化対策は、「庁舎のグリーン化対策リスト」の取組内容を参考とすること。
この他、「トップランナー基準」等の省エネ機器の採用を検討すること。
2. 設計におけるグリーン化対策に係る取組みとして、「別表 庁舎のグリーン化対策検討リスト」を作成すること。
3. 設計箇所の現場状況を充分考慮し、グリーン化対策の推進に努めること。

【庁舎のグリーン化対策リスト】

分類	取組内容
照明関連	LED 照明器具の導入
	スイッチによる照明点滅区分の細分化
	人感センサーの導入
	明るさセンサーの導入と調光（減光）
	LED 誘導灯の導入
空調関連	ポンプ、ファンのインバータ化
	VAV制御の導入
	外気冷房の導入
	空気を循環して冷暖房の効率を高めるサーキュレーターを導入
	外気導入制御の導入（立ち上り時の外気カット、CO2制御等）
	エアコン室外機に遮光ネット設置（室外機の日射遮蔽）
	駐車場の換気量制御
	吸収冷凍機冷却水の変流量化
	全熱交換器の導入

熱源関連	高効率型熱源機器等への更新
	水蓄熱及び氷蓄熱の採用
	個別空調の省エネ型への更新、個別空調機の一括集中管理システムの導入
電力関連	高効率変圧器の導入
	エコケーブルの採用
躯体関連	熱線吸収ガラス・熱線反射ガラス等の高断熱ガラス・二重サッシの導入
	ルーバー・ひさしの設置
	エアフローウィンドー等の導入
	屋上緑化の導入
	壁面緑化の導入
エネルギー管理	BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）の導入
その他	庁舎建築等に当たり「環境物品等の調達に関する基本方針」に基づく内装等の木材活用の推進

公共事業における環境影響の低減

千葉県では、グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき、「環境配慮物品調達方針」を定めている。

本業務においても、工事目的物の品質、使用する資材の価格等を十分考慮した上で積極的に環境配慮を心がけた設計を行うこと。

また以下の点について、設計を行う上で十分考慮することとする。

1. 成果品は、再生紙を使用し、両面コピーを行い、資源の有効利用を図ること。
2. 設計で使用する資機材等は、「環境配慮物品調達方針」の品目を参考とすること。
3. 設計箇所の現場状況を充分考慮し、自然環境の保全に努めること。
4. 施工を考えた設計に心がけ、建設廃棄物の発生抑制を心がけること。
5. 「千葉県建設リサイクル推進計画 2016」及び「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」、平成18年6月12日付国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等の趣旨に基づき、再生資材の使用を推進すること。また、建設発生木材、建設汚泥についても発生抑制、再利用の方法を検討し、できるだけ廃棄物が生じない工夫を行うこと。

【環境配慮物品調達方針 品目一覧】

分類	品目	
	(品目分類)	(品目名)
資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土
		土工用水砕スラグ
		銅スラグを用いたケーソン中詰め材
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材
	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ
	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材
		フェロニッケルスラグ骨材
		銅スラグ骨材
		電気炉酸化スラグ骨材
	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物
		中温化アスファルト混合物
		熔融スラグ混入アスファルト混合物 (* 県独自)
	路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材

		再生骨材等
資材	路盤材	熔融スラグ（*県独自）
	小径丸太材	間伐材
	混合セメント	高炉セメント
		フライアッシュセメント
	セメント	エコセメント
	コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート
		エコセメントコンクリート（*県独自）
	鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック
	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
	塗料	下塗用塗料（重防食）
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
		高日射反射率塗料
	防水	高日射反射率防水
	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）
		再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）
	園芸・緑化用土	浄水場発生土を用いた園芸・緑化用土（*県独自）
	園芸資材	バークたい肥
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
	道路照明	環境配慮型道路照明
	中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック
	タイル	セラミックタイル
	建具	断熱サッシ・ドア
	製材等	製材
		集成材
		合板
		単板積層材
		直交集成板
フローリング	フローリング	
再生木質ボード	パーティクルボード	
	繊維板	
	木質系セメント板	
木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	

	ビニル系床材	ビニル系床材	
	断熱材	断熱材	
資材	照明機器	照明制御システム	
	変圧器	変圧器	
	空調用機器	吸収冷温水器	
		氷蓄熱式空調機器	
		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
		送風機	
		ポンプ	
		エアーコンディショナー（冷房能力が28kW以上のもの） （*県独自）	
	配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	
	衛生器具	自動水栓	
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
大便器			
コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠		
	合板型枠		
建設機械		排出ガス対策型建設機械	
		低騒音型建設機械	
工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
	舗装（表層）	路上表層再生工法	
	舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
目的物	舗装	排水性舗装	
		透水性舗装	
	屋上緑化	屋上緑化	

建設副産物対策関連資料は、千葉県県土整備部技術管理課及び国土交通省の各ホームページ内で参照できる。

○千葉県建設リサイクル推進計画 2016

○千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン

<http://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/kendoseibi/fukusanbutsu/index.html>

○平成 18 年 6 月 12 日付国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/recycle_rule/gaido_odei/pdf